

○ 総務省令第六十七号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

総務大臣 高市 早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（以下「顧客用固定給油設備」といふ。）の構造及び設備は、次によること。

〔イ 略〕

口 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける顧客用固定給油設備は、次によること。

(1) 給油作業を開始しようとすると、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとすること。

〔2 略〕

(3) 引火点が四十度未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。

〔ハ 略〕

二 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。

ホ 第二十五条の二第二号への規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

〔ヘチ 略〕

三 顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。

〔イ 略〕

口 注油ノズルは、容器が満量となつたときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとすること。

〔ハ・ニ 略〕

四 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあつては、この限りでない。

〔イ 略〕

口 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあつては、

改 正 前

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二の五 「同上」

〔一 同上〕

二 「同上」

〔イ 同上〕

〔ハ 同上〕

(1) 給油作業を開始しようとすると、当該手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置をいつたん閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとすること。

〔2 同上〕

(3) 引火点が四十度未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。

〔ハ 同上〕

二 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。

ホ 第二十五条の二第二号への規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

〔ヘチ 同上〕

三 「同上」

〔イ 同上〕

口 注油ノズルは、容器が満量となつたときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとすること。

〔ハ・ニ 同上〕

四 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあつては、この限りでない。

〔イ 同上〕

口 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあつては、

ホース機器。以下この号において同じ。)が転倒した場合において当該固定給油設備又は固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

五 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。

〔イ 略〕

口 第二十五条の三の規定にかかわらず、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備については、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の上欄に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示することとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の下欄に定める色とすること。

〔表略〕

ハ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業(以下「顧客の給油作業等」という。)を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

〔ロ・ハ 略〕

二 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内の全ての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

七 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合にあつては、次に定めるところによること。

イ 可搬式の制御機器には、前号ハに規定する制御装置を設けること。

ロ 可搬式の制御機器には、前号ニに規定する制御装置を設けること。

(ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等)

第三十九条の三の二 前条に定めるもののほか、令第二十七条第三項第一号の規定によりガソリ

ンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならない。

(物品等の販売等の基準)

ホース機器。以下この号において同じ。)が転倒した場合において当該固定給油設備又は固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

五 同上

〔イ 同上〕

口 第二十五条の三の規定にかかわらず、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備については、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の上欄に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の下欄に定める色とすること。

〔表同上〕

ハ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

〔ロ・ハ 同上〕

二 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

〔新設〕

(物品等の販売等の基準)

第四十条の三の六 「略」

2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行ふ場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。

一 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の二階

二 建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）

〔3 略〕

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の二又は第二号の用途に供する部分の周囲に設ける取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。

〔イ 略〕

口 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないこと を確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときは、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

二 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニ又

は同条第七号ロに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一齊に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

〔ホ 略〕

第四十条の三の六 「同上」

2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次の各号のとおりとする。

一 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の二階において前項の業務を行ふ場合

二 建築物の第二十五条の四第一項第一号の二又は第二号の用途に供する部分の周囲に設ける犬走りのうち出入口の近傍の部分において物品を展示する場合

〔3 同上〕

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 制御卓において、次に定めるところにより顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下この号において「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。

〔イ 同上〕

口 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないこと を確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときは、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

二 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一齊に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

〔ホ 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三十九条の三の二の改正規定は、令和二年二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。